

● 集合契約による特定健診の案内 ●

1. 集合契約とは

特定健診・特定保健指導を行なうために全国の健診機関等の取りまとめ団体と保険者の代表が集団同士で結んだ包括的な契約のことで、

これにより、県内だけで約1900箇所の医療機関で特定健診を利用できます。

2. 検査項目及び費用

基本項目及び詳細項目を実施した場合の費用を当健康保険組合が全額負担します。詳細項目は医師の判断により実施する検査項目です。

| | | 検査項目 | 費用 |
|----------------------|------|---|------------------|
| 基本項目 | 診察 | 質問(問診) 身長 体重 BMI(標準体重) 腹囲 血圧 | 当健康保険組合 が全額負担 |
| | 糖代謝 | 空腹時血糖※ HbA1c※ (※いずれかの項目の実施でも可) 尿糖 | |
| | 脂質 | 中性脂肪 HDL-cho LDL-cho | |
| | 肝機能 | AST(GOT) ALT(GPT) γ -GTP | |
| | 尿腎機能 | 尿蛋白 | |
| 詳細項目 (医師の判断により実施) | | 貧血検査(ヘマトクリット値 血色素量 赤血球数) 心電図検査 眼底検査 血清クレアチニン検査 | |

3. 受診方法

(1) 受診券の内容を確認する

集合契約による特定健診を受診するには**特定健康診査受診券(健診のご案内に同封)**が必要です。
受診券に記載のお名前・生年月日・保険証記号番号等に誤りがないか確認してください。

※ 受診券に記載された有効期限内に受診してください。

※ 受診券での健診は年度内1回のみ受けられます。受診券を利用して特定健診を受診された方はその他の健診(東振協の特定健診/レディース健診・人間ドック等)は受診できません。

※ 受診券は発行時点の情報をもとに作成しております。年度途中で保険証記号番号が変更になった方は当健康保険組合へご連絡ください。また、当健康保険組合の資格を喪失した場合受診券は利用できません。

(2) 健診機関に予約する

集合契約による特定健診を実施している健診機関へ連絡し、予約を取ってください。

実施機関はインターネットで「**特定健診実施機関検索システム**」をご覧ください、特定健診を実施している健診機関から受診先を選んでください。

当健康保険組合のホームページより「各種健診」内、特定健康診査「受診券」の箇所説明欄内にある「⇒「受診券」での特定健診等実施機関リストはこちらからご覧いただけます」をクリックしてください。

※実施機関検索システムは年度初めは実施機関が更新されておらず掲載されていない場合があります。掲載までしばらくお待ちください。

≪検索方法(手順)≫

① 「特定健診等実施施設検索システム」トップページの **パスワード入力画面** をクリックする。

② 下記のパスワードを入力し、 **検索画面に入る** をクリックする。

健保組合名：「**川口工業**」健康保険組合 保険者番号：「**06110167**」

③ 「**集合契約**」実施機関検索コーナーが表示されます。ページ内の説明をお読みください。
「希望する条件」に住所を入れ、契約タイプの「Aタイプ/Bタイプ」、実施項目の「特定健康診査」をそれぞれ選択し、検索ボタンをクリックする。
表示された集合契約施設一覧の中から受診先を選び、電話で予約を取ってください。
実施期間は随時更新されます。すべての実施機関が出揃うのは、例年7月～8月頃になります。

(3) 健診を受ける

健診当日は受診券と保険証を持参してください。

健診日程の変更やキャンセルは予約を取った医療機関へ連絡してください。